

佐倉ハーモニーホール 使用のしおり

《概要》

○所在地

〒285-0837 千葉県佐倉市王子台 1-16 佐倉ハーモニーホール

電話番号：043-461-6221

※佐倉市立臼井公民館、臼井公民館図書室、臼井・千代田出張所との複合施設

○開館時間

午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、夜間利用があるときは午後 9 時 30 分まで）

※休館日：第 2・4 月曜日（ただし、当日が祝日にあたるときはその翌日）

年末年始（12 月 28 日～翌年 1 月 4 日）

○使用時間の区分

ご使用できる時間区分は、以下の通りとなります。

この時間の中には、準備と後片付けも含まれます。

【午前】（9：00～12：00）

【午後】（13：00～17：00）

【夜間】（18：00～21：30）

上記使用時間は厳守してください。

○施設概要

- ・ホール客席数 667 席（1 階 535 席、2 階 132 席）、車いす 3 席（1 階最後列 4 番扉前）

※計 710 席まで補助席の設置が可能

- ・ホール附属施設

- ・ホワイエ

- ・楽屋 計 3 室 楽屋 1、2・・・定員各約 12 名（30 m²）、下手袖側 1 階
楽屋 3・・・定員約 4 名（15 m²）、上手側 2 階

- ・練習室 計 2 室 練習室 1・・・定員約 40 名（87 m²）、地下
練習室 2・・・定員約 15 名（40 m²）、地下

※練習室は別途使用料がかかります。

ホール利用に併せて使用する場合はお知らせください。

・ホール舞台設備

寸法：間口 12.5m、奥行 10m、高さ 8m

設備：音響反射板、電動前迫舞台、緞帳、絞り緞帳、吊りバトン 5 本 等

・駐車場（※同敷地内の臼井公民館、臼井公民館図書室、臼井・千代田出張所と共用です。）

第 1 駐車場	第 2 駐車場	第 3 駐車場	第 4 駐車場
29 台	56 台	44 台	35 台（臨時）

《予約について》

○予約方法

ご来館いただき、窓口にて申請書のご提出が必要となります。

お電話ではホールの空き状況の確認は可能ですが、ご予約には上記手続きが必要となりますのでご了承ください。

○予約可能期間

使用希望日の 9 か月前の日の属する月の最初の開館日から使用希望日の 30 日前まで。
ただし、30 日前が休館日に当たるときは、その前日となります。

【注意事項】

利用希望日の仮押さえ（ほかの施設が取れるまでキープしておきたい等）はできません。
また、納入済の使用料は、使用者の責めによらない理由により使用できない場合を除き、返金できません。十分に確認・相談の上、ご予約ください。
ご利用前提のお申込みにご協力をお願いいたします。

《ホール使用の流れ》

(1) 使用日を確保する

- ・使用希望月の 9 か月前の月の 1 日より受付を開始します（1 月のみ 5 日より受付開始）。

※ただし、受付開始日の午前中は市内在住者による音楽関係利用のみ受付（次頁参照）

- ・使用希望日（使用時間の区分）・使用内容は、事前に十分なご検討をお願いいたします。
- ・「ホール使用申請事項確認書」に記入し、ご提出いただきます。

ホール職員が使用内容の詳細を伺いますので、ご来館されるかたは催物の詳細を把握しているかたでお願いいたします。

○市内在住者による音楽関係利用の場合

- ・受付開始日に行う抽選会に参加することができます。
- ・ホールエントランスにて午前 9 時 30 分に受付開始、午前 10 時に受付締切・抽選します。
※同一日・時間帯に複数の申請があった場合は、抽選により使用者を決定いたします。
(先着順ではありません)
- ※受付時間を過ぎますと抽選に参加することはできません。
(抽選会終了後の予約受付は可能です。)

○市内在住者であるが音楽関係利用でない場合、市外在住者の場合

- ・受付開始日の午後 1 時から、先着順にて予約を受付けます。

(2) 書類を提出する

- ・「ホール使用申請事項確認書」に記入し、ご提出いただきます。
▶抽選会に参加される場合、抽選前に本書類にご記入いただきますので、お時間に余裕をもってお越しください。
- ・「使用申請書」に署名をいただきます。
- ・利用者登録のない方は、「利用者登録申請書」もご記入いただきます。来館者の本人確認を行いますので、登録内容を把握されたうえで、運転免許証等をご持参ください。

(3) 使用料を納入する

- ・申請書受付後、2 週間以内を目安にホール使用料の「請求書」を送付します。
下欄に記載された納期限までに、以下の方法から選択の上、ご納入をお願いします。なお、お支払いは現金のみとなりますのでご注意ください。
①窓口にご来館（ご来館日時を事前にご連絡いただけますとスムーズです。）
※休館日を除く午前 9 時から午後 5 時までの受付です。
②現金書留による納入
- ・納入いただきましたら「領収書」と「使用承認書」をお渡しします。
使用承認書の発行をもって、予約が確定となります。
現金書留による納入の場合、「領収書」と「使用承認書」は追って送付します。
- ・チラシ配布等の広報活動やチケットの発売は予約確定後に行ってください。

(4) ホール職員と打合せを行う

- ・使用日の 1 か月前を目安に、「舞台打合せのお願い」及び「打合せシート」を送付します。
- ・書類到着後、電話等にて事前に打合せ日時をご相談いただき、打合せ当日は書類に必要事項

を記入したうえでご持参ください。

※ホール使用状況などにより、ご希望の日時に打合せをお受けできない場合があります。

※打合せスペースの関係上、打合せ参加人数は原則として最大2名までとさせていただきます。

※施設の下見をご希望される場合はお問い合わせください。

※送付された書類をご確認いただき、内容を詳細に検討したうえでの打合せをお願いいたします。

※当日のタイムスケジュール等、詳細が決まった状態で打合せ依頼をお願いします。

(5) 使用日当日

- ・使用開始時間・退館時間をお守りください。
- ・当日の退館時間までに、ホール附帯設備使用料をご納入いただきます。(あれば練習室も)
- ・同じく退館時間までに、当日の利用人数実績をご提出いただきます。(あれば練習室も)
- ・当日使用した備品は、すべて元の場所にお戻しください。
使用後の原状回復をお願いいたします。
- ・物品や施設の破損・汚損等があった場合、次の利用に影響が出る可能性があるため、速やかに職員に報告してください。

《ホール使用における注意事項》

ホールをご使用になる前に、以下を必ずご一読ください。

○使用承認後の注意事項

- ・申請済の事項を変更しようとするときは、「使用変更申請書」の提出が必要です。
- ・万が一使用承認を受けた使用を取り消さざるを得ない場合は、事前に連絡のうえ、使用取消届をすみやかにご提出いただきます。なお、納入済の使用料は、使用者の責めによらない理由により使用できない場合を除き、返金できません。
- ・使用承認を受けた事項を無断で変更して使用したとき、使用の権利を譲渡・転貸したとき、法令に違反したとき、その他使用承認時の条件に反したときは、使用承認を取消します。
- ・催物のチラシ・プログラム等には問い合わせ先を明記し、ホールの電話番号を記載しないでください。また、案内状を送付する場合は、発送元を明記してください。

○施設使用上の注意事項

《安全面について》

- ・消防法で定められた、ホールの定員 710 名（補助席を含む）は厳守してください。
- ・災害発生時は、打合せ時に配布する「地震発生時対応マニュアル」に沿って対応をお願いします。事前に内容を十分ご確認ください。
- ・病人やけが人が出たとき、事故が発生したときは、速やかにホール職員に連絡してください。
- ・貴重品等の管理について、使用者の責任において十分に注意をお願いします。
- ・開場前にホールエントランスが混雑したときは、列整理にあたる人員の配置をお願いします。

《駐車場について》

- ・駐車場の使用可能台数には限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
- ・混雑が見込まれる場合は、「満車」の表示の準備、誘導員の配置をお願いします。

《設営等について》

- ・道具類の搬入・搬出、ピアノ調律については、すべて使用時間内に開始・完了してください。
- ・折込用チラシ・備品等の代理受領・保管はできません。
- ・花束・弁当の配達を依頼する場合は、使用者が直接受け取り、撤去の確認を行ってください。
- ・持ち込みによりホール備品以外の機材等を使用したいときは、使用申請の際にホール職員にお問い合わせください。
- ・看板・ポスター等の掲示は使用日当日に限ります。希望される場合は、事前打合せにてホール職員へお伝えください。
- ・掲示物は原則としてホワイトボード等に掲示することとし、施設の壁・柱・扉・ガラスなどへ直接掲示をすることは禁止いたします。
- ・その他来場者受付等で使用する道具類は、使用者側にてご用意ください。

《物品等の販売について》

- ・ホール及び敷地内における物品の展示・販売は、事前打合せにて許可を受けたいうえで行ってください。物品の販売を行う可能性がある場合は、ご申請の際などにお知らせください。

《その他》

- ・敷地内はすべて禁煙です。
- ・ホール客席内での飲食は禁止です。飲食をする場合はホワイエをご利用ください。
- ・他人に危害を及ぼすなど迷惑行為を行う者、また危険物を携行する者の入場はお断りいたします。

○参考：関係官庁等への届出について

必要に応じ、使用者自身で関係官庁等へ届出を行っていただく場合があります。

◇警 察：佐倉警察署（043-484-0110）

◇消 防：佐倉市・八街市・酒々井町消防組合消防本部（043-481-1119）

◇著作権：日本音楽著作権協会東京イベント・コンサート支部（03-5286-1671）